

印鑑登録申請書

HP

- 印鑑登録申請
- 印鑑登録証再交付申請
- 登録証亡失届

- 登録印鑑亡失届
- 印鑑登録廃止申請

- 暗証番号等登録申請
- 暗証番号等変更申請
- 暗証番号等廃止申請

上三川町長 あて

平成 年 月 日

登録申請印鑑	暗証番号
	暗証番号は、自動交付機を利用する際と必要となります。

交付申請者	住所	上三川町	番地
	氏名		印 男女
	生年月日	明・大・昭・平	年 月 日
代理人	住所	上三川町	番地
	氏名		印 男女
	生年月日	明・大・昭・平	年 月 日

登録番号	
旧登録番号	
受付者	交付者

保証人	申請者は、印鑑登録証の交付を受けようとする者であることを証明します。	
	登録番号	登録印鑑
	住所	上三川町 番地
	氏名	

受付	平成 年 月 日
照会	平成 年 月 日
期限	平成 年 月 日
入力	平成 年 月 日

確認欄	
本人 (□回答書)	代理人
<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 運転免許証
<input type="checkbox"/> パスポート	<input type="checkbox"/> パスポート
<input type="checkbox"/> 身分証明書	<input type="checkbox"/> 身分証明書
<input type="checkbox"/> 健康保険証	<input type="checkbox"/> 健康保険証
<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()

注意

- 1 交付申請者が直接登録する場合は、公的機関が発行した写真付きの身分証明書が必要です。
- 2 身分証明書がない場合は、保証人をつけてください。保証人は、上三川町に住民登録があり、印鑑登録している方です。
- 3 身分証明書がなく、保証人もいない場合には、回答書による登録申請となります。(回答書は本人あてに郵送します。)
- 4 代理人による登録申請の場合は、登録申請に係る代理人選任届を提出した後に、回答書による登録申請となります。
- 5 回答書による登録の際には、登録者本人及び代理人の名前が記載された書面(健康保険証など)が必要です。

記載例

印鑑登録申請書

- 印鑑登録申請
- 印鑑登録証再交付申請
- 登録証亡失届

- 登録印鑑亡失届
- 印鑑登録廃止申請
- 暗証番号等登録申請
- 暗証番号等変更申請
- 暗証番号等廃止申請

上三川町長 あて

平成 17年4月1日

登録申請印鑑	暗証番号
	1 2 3 4
	暗証番号は、自動交付機を利用する際と必要となります。

登録する印鑑を押して下さい。暗証番号(4桁の数字)が登録できるのは、本人申請の場合に限ります。

交付申請者	住所	上三川町 しらさぎ〇丁目〇 番地 〇
	氏名	白鷺 太郎 白鷺 印 男 女
	生年月日	明・大・ 昭 ・平 30 年 1 月 1 日
代理人	住所	上三川町
	氏名	印 男女
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日

本人申請の場合は、ここを記入して下さい。

旧登録番号	
受付者	交付者

保証人	申請者は、印鑑登録証の交付を受けようとする者であることを証明します。	
	登録番号	登録印鑑
	住所	上三川町 番地
	氏名	

顔写真付きの身分証明書がない場合は、保証人が必要です。

受付	平成 年 月 日
照会	平成 年 月 日
期限	平成 年 月 日
入力	平成 年 月 日

確認欄	
本人 (□回答書)	代理人
<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他 ()

注意

- 1 交付申請者が直接発行した写真付きの身分証明書が必要です。
- 2 身分証明書がない場合は、保証人をつけてください。保証人は、上三川町に住民登録があり、印鑑登録している方です。
- 3 身分証明書がなく、保証人もいない場合には、回答書による登録申請となります。(回答書は本人あてに郵送します。)
- 4 代理人による登録申請の場合は、登録申請に係る代理人選任届を提出した後に、回答書による登録申請となります。
- 5 回答書による登録の際には、登録者本人及び代理人の名前が記載された書面(健康保険証など)が必要です。